

入札説明書

令和8(2026)年度不法投棄等監視業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 公告日 令和8(2026)3月9日(月)

2 競争入札に付する事項

- 委託業務件名 令和8(2026)年度不法投棄等監視業務
- 委託業務内容 不法投棄、野外焼却及び不適正盛土等に対する監視業務
- 履行期間 令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで
- 履行場所 栃木県内(原則として宇都宮市の区域を除く。)

3 競争入札に参加する者(以下「入札参加希望者」という。)に必要な資格

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。
大分類「施設管理」、小分類「警備」
- 入札参加資格申請日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

4 入札の手続等

- 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県環境森林部資源循環推進課審査指導班(栃木県庁本館11階)
電話 028-623-3154 FAX 028-623-3113
E-mail shinsa-shidou@pref.tochigi.lg.jp

- 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和8(2026)年3月24日(火)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)により提出すること。郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。

イ 開札の日時及び場所

令和 8 (2026)年 3 月 25 日 (水) 午前10時

栃木県環境森林部資源循環推進課 (栃木県庁本館11階)

入札参加者の立会いは求めないものとする。なお、立会いを希望する場合は、開札日の前日 (土曜日、日曜日及び祝日 (以下「閉庁日」という。)) を除く。) までに (1) に連絡し、代理人が立ち合う場合は委任状を持参すること。

(3) 入札の方法

2 の (1) の件名で、総価で入札に付する。

(4) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、支払代金の計算の根拠とするため、内訳 (監視パトロール業務における単価) を併せて記載すること。(別紙「入札書様式」の例によること。)

(5) 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

(6) 入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退書を電子入札システムにより提出すること。

提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は入札を辞退したものとみなす。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札者に要求される事項

ア この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書を、令和 8 (2026)年 3 月 17 日 (火) 午後 4 時まで電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が 3 MB を超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準 (令和 4 (2022)年 4 月 1 日改正) に定める提出書類通知書 (様式 2) を提出することにより、当該添付書類の郵送 (書留郵便) 又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

(3) 審査

ア 入札参加希望者が提出した競争参加資格確認申請書について審査し、その結果は、電子入札システムにより、令和 8 (2026)年 3 月 19 日 (木) までに入札参加希望者に伝えるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果、入札参加を可とした入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

(4) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に質問がある場合には、質問書様式により、令和 8 (2026)年 3 月 13 日 (金) 午後 4 時までに電子入札システムにより提出すること。

イ 質問の内容及び回答は、令和 8 (2026)年 3 月 16 日 (月) までに電子入札システム上で公開する。

(5) 入札の無効 以下の入札書は無効とする。

ア 3 の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則(平成 7 年栃木県規則第 12 号)第 156 条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達運用基準(令和 4 (2022)年 4 月 1 日改正)第 19 条第 1 項及び第 2 項に掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(6) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第 154 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) 入札回数

2 回までとする。1 回目の入札が不調となった場合は、直ちに応札者に電子入札システムにより通知する。入札参加希望者は県が指定する日時までに 2 回目の入札書を電子入札システムにより提出する。指定の日時までに入札書の記録が確認できなかった場合は辞退とみなす。

また、2 回目も不調の場合は最低入札価格提示者と随意契約に移行する場合がある。

(9) 開札結果の通知

応札者に対し、落札者名及び落札金額を電子入札システムにより通知する。

(10) 紙による入札参加承諾の基準等

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(11) 紙による入札参加について

紙による入札参加を希望する場合は、令和 8 (2026)年 3 月 12 日 (木) 午後 4 時までに 4 の(1)の場所に、栃木県物品等電子調達運用基準に定める紙入札方式参加承諾願 (様式 1) を電子メール等により提出し、栃木県環境森林部資源循環推進課長の承諾を得ること。ただし、紙による入札参加の承諾を受けた場合は、以後、この入札において電子入札システムによる書類の提出を認めないものとする。なお、承諾の可否については、令和 8 (2026)年 3 月 13 日 (金) までに電子メール等により通知する。

(12) 紙入札者の書類の提出方法

ア 紙入札者の提出書類 (入札書等) は、令和 8 (2026)年 3 月 24 日 (火) 午後 4 時までに 4 の(1)の場所に郵送 (書留郵便) により提出すること。ただし、郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。

イ 質問書、競争参加資格確認申請書については、4 の(1)の場所に電子メール等による提出もできるものとする。なお、質問の内容及び回答については、電子入札システムによる公開日から令和 8 (2026)年 3 月 18 日 (水) まで栃木県ホームページ上で公開する。

ウ 5 の(8)の 2 回目の入札書は、4 の(1)の場所に電子メール等により提出し、後日原本を提出することとする。指定の日時までに電子メール等による入札書が到着しなかった場合は辞退とみなす。なお、入札立会い者はその場で 2 回目の入札を行うことができる。

(13) 紙入札者への通知方法

紙入札者に対する県からの通知は、電子メール等により行うものとする。なお、競争入札参加資格確認申請書の審査結果については、令和 8 (2026)年 3 月 19 日 (木) までに伝えるものとする。

(14) 最低制限価格の有無 無

(15) 支払代金の計算方法

受注者は、1 か月の合計数量に単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額を栃木県に請求するものとする。ただし、消費税等に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(16) 不法投棄等監視業務委託仕様書 別添のとおり

(17) 入札の変更等

令和 8 (2026)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、入札の変更等を行うことがある。

(18) その他

本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約 (契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの) による締結を可とする (受注者が電子契約に同意しな

い場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。